

第5章 返還

- | | |
|------|--|
| 第20条 | (返還責任) |
| | 借受人は運転者は、レンタカーを借り期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。 |
| | 2 借受人は又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。 |
| | 3 借受人は又は運転者は、天災その他の不可抗力により借用期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。 |
| 第21条 | (返還時の確認等) |
| | 借受人は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の減耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。 |
| | 2 借受人は運転者は、レンタカーの現況にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。 |
| | 3 借受人は未精算の料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその料金等を支払わなければならぬ旨のものとします。 |
| | 4 借受人は特約がある場合を除きレンタカー返還時ににおいてガソリン・軽油等の燃料料が未補充(満タンでない)の場合には、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。 |
| 第22条 | (借用期間変更時の貸渡料金) |
| | 1 借受人は、第12条第1項による借受期間を変更したときは、変更後の借用期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。 |
| | 2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく借用期間を超えた後に返却したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。 |
| 第23条 | (返還場所等) |
| | 1 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。 |
| | 2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返却したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。 |
| 第24条 | (不返還となつた場合の取扱い) |
| | 1 当社は、借受人は運転者が、借用期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返却せざりかつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になつたと認めた場合は、借用期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返却せざりかつ、当社の返還請求に応じないにもかかわらず、全額支払済み料金を含む返却料金を支払うものとします。 |
| | 2 以上並びに前項に該当したときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の場所へ聞き込みや車両位置情報システムでの追跡等を含む必要な措置をとるものとします。 |
| | 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。 |

第6章 故障、事故、盜難時の措置

第7章 賠償及び補償

- | | | |
|------|------------|--|
| 第29条 | (賃借及び營業補償) | <p>借受人又は運送を受けたレンタカーの使用に因し、借受人又は運送者が当社のレンタカー（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠借するものとします。</p> <p>2. 前項により借受人及び運送者が賃借責任を負う場合、事故、故障、レンタカーの汚損、異常等により、当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるところ（ノンオペレーション料金）を支払うものとします。ただし、借受人及び運送者が無過失の場合を除きます。</p> <p>3. 借受人又は運送者の損害を賃借する場合は、前項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。</p> <p>（使用に因し、借受人又は運送者が故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えることをします。）</p> |
| 第30条 | (保険及び補償) | <p>借受人並びに運送者は、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。</p> <p>（1）対人補償金：「名につき」無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）</p> <p>（2）対物補償金：「事故につき」無制限（免責額5万円）</p> <p>（3）人身傷害補償：「名につき」車両時額（免責額5万円）</p> <p>（4）車両傷害補償：「事故につき」車両時額（免責額5万円）</p> <p>2. 保険契約又は補償制度の賃貸貸出事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。</p> <p>3. 借受人又は運送者が賃貸貸出事由に違反した場合は、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。</p> <p>4. 助助金等による大額の賃貸貸出が当社に相当する損害をもたらす場合は、借受人又は運送者は運送者の負担に相当する損害金を支払うものとします。ただし、借受人又は運送者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</p> <p>5. 前4項の規定によらず、運送者が当社に相当する損害金を支払う場合は、借受人又は運送者は運送者の負担に相当する損害金を支払うものとします。ただし借受人があらかじめ当社に免賃補償料を支払った場合は、この免賃額に相当する損害金を支払うものとします。</p> <p>6. 第1項の規定によらず、運送者が当社に相当する損害金を支払う場合は、借受人又は運送者は運送者の負担に相当する損害金を支払うものとします。</p> <p>7. ご質問及び申立ては、当社営業所に届出のない事故、貸渡後に第9条各号に該当して発生した事故、第18条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起きた事故にはこの補償は適用しないこととします。</p> <p>8. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含みます。</p> |

第8章 貸渡契約の解除

第9章 個人情報

- 第33条（個人情報の利用目的）
 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 (1) 路線運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受ける事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 (2) 借受人又は運転者に對し、レンタカー及びこれらに関するサービスの提供をするため。
 (3) 貸渡契約の締結に際し、借り受け申込者又は運転者に關し、本人確認及び貸渡契約の締結の可否についての審査を行うため。
 (4) 借受人又は運転者に對し、車両の紹介及びこれらに関するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、メールの送信等の方法で個人情報を収集するため。
 (5) 当社の取り扱い商品及びサービスの企画開発、又はお客様さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
 (6) 借受人又は運転者に統計的に見直し、分析し、個人情報をない形態に加工した上で、特定データを作成するため。
 第34条
 ②個人情報を収集する目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
 第1項の規定を適用する場合に該当する場合には、借受人の氏名、住所、生年月日、運賃免許証番号等を含む個人情報を全セカシステムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人日本レンタカーチェーン協会及びこれに加盟する各地区レンタカーチェーン会員によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
 (1) 当社が道路運送法第80条第1項の第4項に基づいて設置免許金の納付を命ぜられた場合
 (2) 当社が対して第19条第5項に規定する駐車違反規制の全額の支払いがない場合

第19項に規定する当該第3号に規定する事項に返却する旨を規定する。この規定は、第1項に規定する事項に返却する旨を規定する。

- 2 運転者が前項第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許番号等を含む個人情報が、全レコードシステムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

を等のトラブルがあった場合において、3項に定めるところによる特別な措

- (2)貸付金の返済等に係る事項(3)第3項に定める代理貸付専用の様式によるものとします。
2.代理貸付専用の様式によるものとします。
3.代理貸付専用の様式によるものとします。
4.代理貸付専用の様式によるものとします。
協力するほか

者は、下記の用

- 当該記録情報を下記のとおり利用することに同意するものといたします。
(1) 賃貸契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返送されたことを確認するため。
(2) 第26条第1項に規定する場合、その他のレンタカーオフの管理又は賃貸契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
(3) ①前項の選択権者に対し提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
②借入人及び運転者による前項のGPI機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求、開示命令を受けた場合に、必要な範囲で開示することに同意するものとします。

者は、

- します。
（1）事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
（2）タクシーの運営者として貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
（3）雷電人及び運転者に対する提供する商品・サービス等の品質面上・顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
（4）雷電人及び運転者による前項のドライレコードによって記載された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の機関から開示請求、開示命令を受けた場合に、
2 お問い合わせをおこなうことがあります。これに同意する旨の旨を記入してお送りください。

の款に基づく

- 第39条(消費税)
借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

第40条(遅延損害金)
当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第41条(連帯保証人)
連帯保証人は、本約款が日本法とします。
2. 本約款は、邦文約款と外国语約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。

国語約束

- 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。また原告なくこの約款及び細則を改定することができるものとします。これを変更し
2 当社は、約款及び細則を改定し、又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示又は、当社の発行するパンフレット、料金表若しくはホームページ上等にこれを記載するものとします。
第43条(合意管轄裁判所)
この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

本約款は、2021年9月1日から施行します。

